別表第一の表二の第二の(8)中８の項を９の項とし、５の項から７の項までを一項ずつ繰り下げ、４の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 5 | *Saussurea insularis*（シマトウヒレン） |

別表第一の表二の第二の(10)中２の項を４の項とし、１の項を３の項とし、同項の前に次の二項を加える。

| | |
|---|---|
| 1 | *Carex lehmannii*（センジョウスゲ） |
| 2 | *Eleocharis tetraquetra* var. *tsurumachii*（カドハリイ） |

別表第一の表二の第二の(33)に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 2 | *Stipa alpina*（ヒゲナガコメススキ） |

別表第四の第一の一のイの(1)中一の項を20の項とし、同項の前に次の十九項を加える。

| | |
|---|---|
| 1 | *Hynobius abuensis*（アブサンショウウオ） |
| 2 | *Hynobius akiensis*（アキサンショウウオ） |
| 3 | *Hynobius bakan*（ヤマグチサンショウウオ） |
| 4 | *Hynobius boulengeri*（オオダイガハラサンショウウオ） |
| 5 | *Hynobius dunni*（オオイタサンショウウオ） |
| 6 | *Hynobius fossigenus*（ヒガシヒダサンショウウオ） |
| 7 | *Hynobius guttatus*（マホロバサンショウウオ） |
| 8 | *Hynobius ikioi*（ベッコウサンショウウオ） |
| 9 | *Hynobius iwami*（イワミサンショウウオ） |
| 10 | *Hynobius kuishiensis*（イヨシマサンショウウオ） |
| 11 | *Hynobius kunibiki*（イズモサンショウウオ） |
| 12 | *Hynobius naevius*（ブチサンショウウオ） |
| 13 | *Hynobius nebulosus*（カスミサンショウウオ） |
| 14 | *Hynobius okiensis*（オキサンショウウオ） |
| 15 | *Hynobius oyamai*（チクシブチサンショウウオ） |
| 16 | *Hynobius sematonotos*（チュウゴクブチサンショウウオ） |
| 17 | *Hynobius setoi*（サンインサンショウウオ） |
| 18 | *Hynobius setouchi*（セトウチサンショウウオ） |
| 19 | *Hynobius stejnegeri*（コガタブチサンショウウオ） |

別表第四の第一の一のイの(1)に次の四項を加える。

| | |
|---|---|
| 21 | *Hynobius utsunomiyaorum*（ヒバサンショウウオ） |
| 22 | *Hynobius vandenburghi*（ヤマトサンショウウオ） |
| 23 | *Onychodactylus kinneburi*（シコクハコネサンショウウオ） |
| 24 | *Salamandrella keyserlingii*（キタサンショウウオ） |

別表第四の第一に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 四　二枚貝綱 | |
| イ　いしがい目 | |
| (1)　かわしんじゅがい科 | |
| 1 | *Margaritifera laevis*（カワシンジュガイ） |
| 2 | *Margaritifera togakushiensis*（コガタカワシンジュガイ） |

**附　則**

この政令は、令和四年一月二十四日から施行する。

環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第十三号**

**全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**

内閣は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十六号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和四年十月一日とする。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

---